時間単位の年次有給休暇に関する協定書

株式会社○○と従業員代表○○○○は、年次有給休暇を時間単位で付与することに関し、以下のとおり協定する。

（対 象 者）

第１条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる従業員は、パートタイマーを除く従業員のうち、次の部門の者とする。

①　○○○

②　○○○

③　○○○

（日数の上限）

第２条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、各年度において各従業員に付与されている年次有給休暇（前年度未消化の年次有給休暇を含む。）のうち、５日以内とする。

（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第３条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１日分の年次有給休暇に相当する時間数は８時間（所定労働時間）とする。ただし、契約社員等で１日の所定労働時間が個別の契約による従業員は、個別の契約で定めた所定労働時間とする。

（取得単位）

第４条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、○時間単位で取得するものとする。

（取得手続）

第５条　従業員が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、取得しようとする日の○労働日前までに所定の申請書を所属長に提出することにより、申請するものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに本協定当事者のいずれからも反対の意思表示がないときは、有効期間を１年間延長するものとし、以降も同様とする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　　印

従業員代表　○○　○○　　　印